

知財法務の勘所Q & A（第11回）

早期権利化に係る特許実務



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁理士 森山 正浩

Q1 日本において、特許出願から特許権を取得するまでにどれくらいの時間がかかるのでしょうか？

A1 特許庁が毎年発行する特許行政年次報告書2017年版によれば、審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は最初の拒絶理由通知）が出願人へ発送されるまでの最新平均期間（2016年平均）は、9.5ヶ月となっています。しかしながら、当該最初の通知後、出願人による拒絶理由通知への応答期間や、当該出願人の応答に対する審査官の再度の審査期間を考慮すれば、特許権を取得するまで（特許査定まで）には、概ね審査請求から1年～2年かかるといえます。

他方で、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）、AI（Artificial Intelligence：人工知能）、フィンテック（FinTech）等に代表される最新技術においては、急速な技術進歩を遂げており、研究開発のサイクルや製品・サービスのライフサイクルが短く、これらに関連する特許権の早期取得の要請は日々高まっています。

上記要請に対応して、特許庁は、2023年度までに「権利化までの期間（審査請求から特許査定又は拒絶査定のお知らせが出願人へ発送されるまでの期間）を平均14ヶ月以内とする目標を公表しています¹。「権利化までの期間」が14ヶ月以内になれば、出願と同時に審査請求すると、出願公開前に特許出願の帰趨が明らかになり、出願人にとっては、特許権の活用だけでなく、特許査定に至らなかった発明の秘匿化²も含めた、多様な出願・権利化戦略及び事業戦略の構築が可能となります。

Q2 日本において、早期権利化に関する特別な制度はないのでしょうか？

1 例えば、「特許行政年次報告書2015年版」にて言及されています。

2 「方式審査便覧54.51」によれば、出願公開前に出願が取下げ又は拒絶査定が確定している場合には、原則、その公報は発行されません。